

## 人にやさしいまちづくり条例施行規則の概要

### 1 趣旨（第1条関係）

「人にやさしいまちづくり条例」の施行に関し必要な事項を定める。

### 2 道路及び公共的施設（第3条関係）

#### (1) 道路

自動車のための一般交通の用に供する道路以外の道路

#### (2) 公共的施設

特定路外駐車場でない路外駐車場、 特定公園施設でない公園施設その他の 不特定かつ多数の者が利用する施設	特定路外駐車場でない路外駐車場（特殊の装置のみを用いるもの及び特定建築物に該当するものを除く。以下「一般路外駐車場」という。）	
	公園 (注)	特定公園施設でない公園施設 港湾環境整備施設である緑地、広場又は休憩所

(注) これらを構成する特定建築物を除く。

### 3 整備施設（第4条、別表第1、2関係）

まちづくり施設の種類		整備施設
特定建築物		案内標示、客室及び寝室、客席及び観覧席、洗面所、浴室、シャワー室及び更衣室、カウンター及び記載台、公衆電話所、水飲み場、券売所、改札口及びレジ通路、休憩施設、授乳及びおむつ替えの施設、インターホン、旅客乗降場
道路		歩道及び自転車歩行車道、横断歩道、横断歩道橋（地下横断歩道を含む）
特定路外駐車場		駐車場内の通路、案内標示
特定公園施設		出入口及び改札口、園路、便所、駐車場、案内標示、洗面所、水飲み場、券売所、ベンチ及び野外卓
公共的施設	一般路外駐車場	車いす使用者用駐車施設、出入口、駐車場内の通路、案内標示
	公園	出入口及び改札口、園路、便所、駐車場、案内標示、洗面所、水飲み場、券売所、ベンチ及び野外卓

### 4 整備基準（第5条、別表第1、2関係）

高齢者移動等円滑化法の施設ごと移動等円滑化基準を基本として、整備施

設ごとに定める。

(例)

案内標示の設置位置、文字の大きさ等は、見やすく、分かりやすいものとする

カウンター・記載台は、車いす使用者が利用できるものとする

#### 5 指示の対象となるまちづくり施設（第6条関係）

種類	規模
特定建築物	床面積の合計が 2,000m <sup>2</sup> 以上であるもの
特定路外駐車場（特殊の装置のみを用いるものを除く。）及び一般路外駐車場	自動車の駐車のために供する部分の面積の合計が 2,000m <sup>2</sup> 以上であるもの

#### 6 身分証明書（第7条関係）

身分証明書（立入検査をする職員の身分を示すもの）の様式を定める。

#### 7 公表（第8条関係）

愛媛県報への掲載その他知事が必要と認める方法により行う。

#### 8 届出（第9条、別表第3関係）

##### (1) 対象となるまちづくり施設

種類	規模
特定建築物	床面積の合計が 100m <sup>2</sup> を超えるもの 理髪店、美容院等は 30m <sup>2</sup> を超えるもの
特定路外駐車場（特殊の装置のみを用いるものを除く。）及び一般路外駐車場であって駐車場法第12条の届出を要するもの	自動車の駐車のために供する部分の面積が 500m <sup>2</sup> 以上であるもの

##### (2) 方法

まちづくり施設の工事の内容に関する計画を定め、又は変更したときに、速やかに、届出書を提出して行う。

##### (3) 届出書の様式及び添付図書

まちづくり施設の設置（変更）届出書の様式及び添付図書を定める。

##### (4) 軽微な変更

まちづくり施設の工事の着手又は完了の予定年月日の変更で3月以内のものとする。

9 適合証交付請求書等（第 10 条関係）

適合証交付請求書及び適合証の様式を定める。

請求書は、まちづくり施設の所在する市町を経由する。（2 以上の市町にわたるものを除く。）

10 国等に準ずる者（第 11 条関係）

建築基準法第 18 条の規定の適用について、法令の規定により国、都道府県又は市町とみなされる法人とする。